

# 6 総務省

令和4年4月19日(火)10:00 現在  
総務省

## 福島県沖を震源とする地震による被害状況について（第14報）

### I 被害状況

#### 1. 通信関係

	事業者(サービス名)	被害状況等
固定 (注1)	NTT 東日本	・被害なし
	NTT コミュニケーションズ	・被害なし
	KDDI	・被害なし
	ソフトバンク	・被害なし
携帯電話等	NTT ドコモ	・復旧済み
	KDDI (au)	・復旧済み
	ソフトバンク	・復旧済み
	楽天モバイル	・復旧済み

(注1) 事業者が把握可能な通信ビルの被害情報を記載。

#### ○防災行政無線

- ・都道府県防災行政無線：現時点で被害情報なし
  - ・市町村防災行政無線：現時点で被害情報なし
- (注) 自治体が把握可能な範囲の情報を記載。

#### ○その他通信関係

- ・MCA 無線：福島県の一部エリアに支障あり。→停波していた1局については復旧済み

#### 2. 放送関係

<地上波(テレビ)>

地域	事業者名	原因	影響世帯数	現状
宮城県村田町 (村田中継局)	日本放送協会 東北放送 仙台放送 宮城テレビ放送 東日本放送	送信給電線の断線	2,800世帯	復旧済

<地上波（ラジオ）>

地域	事業者名	原因	影響世帯数	現状
福島県郡山市 (郡山 FM 補完中 継局)	ラジオ福島	送信ケーブルの破 損	244,433 世帯	復旧済
福島県南相馬市 (原町局)	ラジオ福島	地震の影響による 送信機保護のため の自動停止	97,302 世帯	復旧済

<コミュニティ放送>

地域	事業者名	原因	影響世帯数	現状
神奈川県平塚市	湘南平塚コミ ュニティ放送	停電	231,800 世帯	復旧済

3. 郵政関係

<窓口業務関係>

- ・被害のあったすべての局において窓口休止が解消済。

<配達業務関係>

- ・東北地方を発着する郵便物・ゆうパック等の配達の一部に遅れが発生していたが、解消済。

II 総務省の対応状況

- 3月16日(水)23時36分、総務省災害対策本部（長：大臣官房長）を設置。
- 3月17日(木)、総務省災害関係局長級会議（第1回）開催（メール開催）
- 市町村の行政機能の確保状況（3月24日（木）17：00 現在）
  - ・震度6弱以上を観測した宮城県内及び福島県内の市町村の行政機能の確保状況について聞き取りを行ったところ、一部の庁舎において、ガラス破損・断水等の報告があったが、災害対応業務に支障は生じていない（庁舎の断水は解消）。
- リエゾン派遣
  - ・通信サービス等の確保に関しては、3月17日(木)MIC-TEAM（災害時テレコム支援チーム）として、職員計6名を岩手県、宮城県、福島県に派遣。
- 災害対策用移動通信機器の貸出について
  - ・各地方総合通信局に対して、プッシュ型による積極的な災害対策用移動通信機器の貸出等を指示。
  - ・また、今後の余震に備え、東京備蓄分のMCA無線機20台、簡易無線機100台を東北地方へ配備済み。→4月12日（火）に東京へ返却済み。
- 総務省災害対策用移動通信機器の貸与状況

貸出自治体	貸出機器	台数	(参考) 事業者等貸出数
国土交通省	スマートフォン	—	10→0

- 電波利用料  
3月17日(木)、災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
- 放送関係の許認可  
郡山FM補完中継局(ラジオ福島)の仮復旧(減力運用)について臨機の措置により3月17日(木)に実施。
- 人的支援について
  - ・ 3月21日(月)、福島県から応急対策職員派遣制度に基づき、相馬市、新地町への罹災証明書の交付業務の支援のための応援職員の派遣要請。
  - ・ 3月22日(火)、総務省、福島県、地方3団体及び指定都市市長会等による「現地調整会議・確保調整会議合同会議」を開催し、2市町に対し、対口支援チームを派遣する団体を決定。  
山形県及び県内市町村 ⇒ 福島県相馬市  
(3月28日(月)派遣開始。4月2日(土)派遣終了。4月14日派遣再開。延べ派遣人数105名(4月17日報告時点))  
新潟県及び県内市町村 ⇒ 福島県相馬郡新地町  
(3月26日(土)派遣開始。4月15日(金)派遣終了。延べ派遣人数750名)

### Ⅲ 事業者等の対応状況

#### 1. 通信関係

##### (1) 災害用伝言サービス

NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクが災害用伝言サービスを展開中。→ 令和4年3月30日終了。

#### 2. 放送関係

##### (1) (株)WOWOW

災害救助法が適用された地域在住のサービス加入者に対し、専用フリーダイヤルを設置し、加入者からの申し出がありかつ「視聴不能」が確認された場合に、3月分の視聴料を免除等。

##### (2) スカパーJ S A T (株)

災害救助法が適用された地域在住のサービス加入者に対し、専用フリーダイヤルを設置し、加入者からの申し出がありかつ「視聴不能」が確認された場合に、3月分の視聴料等を免除。

#### 3. 避難所等支援

##### ○ 携帯電話等貸出状況(再掲: 上記Ⅱ「(参考)事業者貸出数」)

- ・ NTTドコモ  
スマートフォン 10→0台

大臣官房総務課防災・調整係

電話 03-5253-5090

F A X 03-5253-5091